



Vol.171

トクちゃん新聞

4月号

16日 ワクチン
3回目!

令和4年4月18日発行

株式会社繁盛会計
徳野会計事務所

〒530-0054

大阪市北区南森町1-4-19

サウスホレストビル9階

tel: 06-6809-2205

fax: 06-6809-2206

URL: <https://www.ft-tax.com/>

mail: info@ft-tax.com

◆ ぷらぷらお出かけ

生まれて初めて、今年3月に京阪枚方市駅を利用し、その後1ヶ月ほどの間で3回も所用で出向きました。駅周辺を歩きましたが、駅前の開けた感じとのんびりした雰囲気の地域が隣接していて、なんともいいカンジです。先週の土曜は天気もよく、**昼から夫婦でビールを飲んでご機嫌さん**でした。

ずっと大阪在住ですが、府内の街について全然知らないってことを痛感いたしました。子どもたちが遊んでくれなくなってきますので、**夫婦でプラプラ気楽にお出かけするのもよいな**と思っています。

4月12日は父の31回目の命日でした。当時、私は21歳でしたが、2000年生まれの長男が同じく21歳となりました。息子が当時の自分の年齢となり、亡き父としたらおそらく、**もうちょっと息子のことを見ときたかったやろうな〜とリアル**に思うようになりました。

4月から18歳で成人！と法律は改正されましたし21歳は立派な大人とも言えますが、いろいろな面でまだまだ子供。ましてや長女は高校生になったところ、**父の分まで子供たちの成長を見ていきたい**と思います。



徳野



◆ インボイス × 補助金

2023年(令和5年)10月からのインボイス制度対応に向けて、あれこれ考え始められる時期かと思えます。インボイス制度が始まれば、「今の販売管理システムでは対応できない」「EXCEL管理では限界！」など、システムの入替え検討もありますね。上手くはまれば・・・という前提になってしまいますが、補助金の活用も考えられてはいかがでしょうか？

<参考>小規模事業者持続化補助金<一般型> 公募要領 https://r3jizokukahojokin.info/doc/r3i_koubo.pdf

<参考>中小企業庁HP: 中小企業庁関係 令和3年度補正予算のPR資料 https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/2021/1224/004_r3_pr.pdf

【小規模事業者持続的発展支援事業(持続化補助金):インボイス枠】

補助上限100万円、補助率2/3 免税事業者が適格請求書発行事業者へ転換することを支援するための枠です。

申請受付開始: 2022年3月29日(火)、第8回締切: 2022年6月3日(金)です。(以降2023年2月、第11回まで予定)

【サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金):デジタル化基盤導入類型】

IT導入補助金にインボイス制度を見据えたデジタル化を支援するための類型が追加されます。会計、受発注、決済、ECソフトなどのソフト購入費、クラウド利用費(2年分)、PC・タブレット・レジなどのハードウェア購入費が補助対象です。

IT導入補助金はこれからIT導入事業者の登録が始まります。詳細を待ってシステム入れ替えの検討をされても良いと思います。まずは情報収集！インボイス制度開始に向けて何をすればいいの？という疑問がありましたら、弊社担当者にご相談ください。

◆ 事業復活支援金の申請開始しています

MyKomon「事務所からのお知らせ」でも案内しておりますが、**新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けた事業者に対して、事業の継続、立て直しのための取り組みを支援するための「事業復活支援金」**の申請、給付が開始されています。

☆給付対象

- ① 新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少または供給の制約により大きな影響を受けていること
- ② ①の影響を受け、自らの事業判断によらず対象月の売上が基準期間の同月と比べて50%以上又は30%以上50%未満減少していること

☆給付額

給付額の上限は以下の通りです。

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 ^{※2} 1億円以下	年間売上高 ^{※2} 1億円超～5億円以下	年間売上高 ^{※2} 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

☆申請期限

令和4年5月31日

手続き開始は「**事業復活支援金**」で検索！
手続きの詳細についてはご連絡ください

細川



◆ 税務スケジュール(5月)

喜多



5月10日(火)

・4月分 源泉所得税・住民税特別徴収分の納付

5月31日(火)

・4月分 社会保険料の納付
・3月決算法人 法人税・消費税の確定申告と納税
・9月決算法人 法人税・消費税の予定申告と納税
・6月・9月・12月決算法人 3ヶ月ごとの消費税の中間申告
・自動車税・軽自動車税の納付

■ 労働保険の年度更新

5月末日ごろ「労働保険料申告書」がお手元に届きます。申告・納付期間は6月1日(水)から7月11日(月)です。期限内のお手続き・納付をお願いいたします。

■ 住民税 特別徴収税額の通知

5月末までには「特別徴収税額の決定・変更通知書」が届き、6月分より住民税徴収税額が変更となります。端数の関係で7月分も金額変更がありますのでご注意ください。

◆ 今日から使える弥生会計のショートカット(カレンダーや電卓の表示)

稲葉



伝票をできるだけ効率良く、素早く入力できるようにすれば、日々の入力業務が楽しくなりますよね。本日紹介の【F4】キーを活用すれば、入力画面でカレンダー機能や電卓機能を簡単に表示することができるようになります。

(1) 日付を入力するときに、数字4桁を打ち込まずに、カレンダーで選択可能に。

(2) 金額欄で電卓機能を使用すれば、実際に電卓を打った後に転記する必要がなくなります。



手順としては、
① 日付欄で【F4】キーで
カレンダーを表示
② 選択
③ 【Enter】キーで確定



金額欄で【F4】キーで電卓機能を表示させて計算するのみです。



使うのは、【F4】キーのみと簡単、そして便利な機能ですので、皆様も一度お試しください。

◆ 「インボイス制度」をおさらいしよう！【連載第②回「適格請求書」編】

大熊



◎このコーナーについて

- ・ 令和5年10月1日より、いよいよ『適格請求書(インボイス)制度』が始まります。
- ・ 今一度、『インボイス制度』についておさらいしてみましょう！
※ボリュームがあるため、連載形式でお送りします

◎ご注意

- ・ わかりやすさを優先して、詳細な説明を省いている箇所があります。
- ・ 会社さまによって、処理方法は異なります。弊社顧問さまにつきましては、必ず弊社担当までご確認ください。

前回の第①回目では、消費税の計算における『仕入税額控除』の仕組み・条件を確認しました。『仕入税額控除』が多いほど、国に納める消費税は少なくなります。

■インボイス制度による変更点

- ・ インボイス制度の開始後、『仕入税額控除』のための要件①が以下のように変わります。
① 証憑の保管(領収書・請求書など) ⇒ 『適格請求書(インボイス)』の保管
② 帳簿の記載(会計データ等で、日付・相手先・内容・金額を記載する) ※要件②は従来通り

■『適格請求書(インボイス)』とは？

- ・ インボイス制度のルールに従って発行された請求書・納品書等を『適格請求書(インボイス)』といいます。
- ・ つまり…
仕入先等から受け取った請求書が、きちんとルールに従っていないものだった場合『仕入税額控除』が出来ない = 国に納める消費税が多くなってしまいます。

次回、適格請求書のルールを詳しく見ていきます！



◆ スタッフより

大熊



プロダクトグループの大熊です。去年、地元の駅でストリートピアノのイベントが開催されましてそこで10数年ぶりにピアノを弾いて以来、ピアノ熱が再燃しております。

本町にある練習室をレンタル予約して、週に1度は弾きに行ってます。ショパンの『ノクターン op.9-2(夜想曲)』が大好きでして、ごちないながらも一通りは弾けるようになりました。



小学生の頃にも、習い事として通っていた時期があったのですがその時は途中で練習がイヤになり、辞めてしまった過去があります。

ですが、その時に習得した「勘どころ」みたいなものはやはり覚えていて、今のピアノ練習に大いに役立っています。いろんな経験を積み機会を与えてくれた親に、感謝です。

◆ クイズ

池永



4月は、ほとんどの自治体から固定資産税の通知書が送付される時期です。さて、この固定資産税について課税誤りは何割ぐらいの自治体で発生しているのでしょうか？総務省がH24.8.28に公表した「固定資産税及び都市計画税に係る税額修正の状況調査結果」からクイズです！

- ① 97% ② 55% ③ 36%

答え：なんと①です！回答に応じた1592市町村のうち97%の市町村において何らかの課税ミスがありました。4/1から固定資産税の縦覧も始まっております。お手元に通知書が届きましたら是非ご確認ください！（地方税法では還付金の請求権は5年で消滅時効になります。）